

令和6年度第1回春日井市地域自立支援協議会議事録

- 1 開催日時 令和6年7月23日（火）午後2時～午後4時
- 2 開催場所 春日井市文化フォーラム 会議室 AB
- 3 出席者

【会長】

田代 波広 （障がい者生活支援センターJHN まある 地域アドバイザー）

【職務代理者】

牧瀬 英幹 （中部大学）

【委員】

水野 裕也 （相談支援事業所 こんぱす）

足立 智成 （障害者支援施設 夢の家）

中村 征人 （春日井保健所）

原 雅恵 （春日井公共職業安定所）

服部 浩子 （春日井市手をつなぐ育成会）

三輪 裕子 （春日井市肢体不自由児・者父母の会）

伊藤 寛基 （春日井市社会福祉協議会）

三浦 嘉丈 （春日井市地域包括支援センター 藤山台・岩成台）

鈴木 俊光 （民生委員児童委員）

竹内 達生 （春日井市医師会）

浅野 京子 （春日井こども発達支援センターてくてく）

沢田 泉美 （春日台特別支援学校）

【欠席】

佐藤 幸子 （神領小学校、春日井市特別支援教育研究会）

【障がい者生活支援センター】

井野 夢有希 （基幹相談支援センターしゃきょう）

正木 誉礼 （春日苑障がい者生活支援センター）

杉山 友里 （障がい者生活支援センターかすがい）

宮原 香苗 （障がい者生活支援センターJHN まある）

住岡 亜美 （障がい者生活支援センターあつとわん）

【傍聴】 10 名

【事務局】

神戸 洋史 （健康福祉部長）
清水 栄司 （障がい福祉課長）
林 政男 （障がい福祉課長補佐）
杉本 裕昭 （障がい福祉課障がい福祉担当主査）
金野 貴成 （障がい福祉課認定給付担当主査）
前澤 早苗 （障がい福祉課主事）
林 孝安 （基幹相談支援センターしゃきょう）
矢野 由季子 （基幹相談支援センターしゃきょう）

4 議題

- （１） 障がい者生活支援センターの活動報告について
- （２） 連絡会及び部会の報告について
- （３） 地域生活支援拠点等及び障がい者虐待の報告について

5 会議資料

資料 1 令和 6 年度春日井市地域自立支援協議会委員名簿
資料 2 春日井市附属機関設置条例（抜粋）
資料 3 春日井市地域生活支援事業規則（抜粋）
資料 4 春日井市地域自立支援協議会要領
資料 5 春日井市附属機関等の設置等に関する指針（抜粋）
資料 6 令和 6 年度春日井市地域自立支援協議会部会・連絡会構成員
資料 7 春日井市地域自立支援協議会年表
資料 8 令和 6 年度春日井市地域自立支援協議会部会・連絡会の取り組みについて
資料 9 障がい者生活支援センター集計（令和 4 年度、令和 5 年度）
資料 10 障がい者生活支援センター相談に関する報告（令和 6 年 1 月～ 3 月）
資料 11 障がい者生活支援センター連絡会の報告
資料 12 令和 5 年度基幹相談支援センターしゃきょう事業報告
資料 13 当事者団体連絡会の報告
資料 14 医療的ケア児等支援部会の報告
資料 15 運営会議の報告

資料 16 地域生活支援拠点等の報告

資料 17 障がい者虐待の通報・届出状況について（令和 4～5 年度）

資料 18 障がい福祉サービスの利用状況について

資料 19 事前質問とご意見

6 議事内容

議事に先立ち、会議は公開とし、議事録は要点筆記とすることを確認した。

◆議題 1 「障がい者生活支援センターの活動報告について」

（田代会長）

個別の課題から地域課題をもう一度考え、課題を把握することが容易になるように、事前のご質問からに関連した二つの事例をご紹介します。それを踏まえ、ご質問等を頂ければと思います。

まず三輪委員からご意見を頂いております。『資料 10 について、障がい者生活支援センターかすがい（以下「かすがい」とする。）の支援体制を事前に築くことができていたため、スムーズに進んだケースであったり、障がい者生活支援センター JHN まある（以下「まある」とする。）や基幹相談支援センター しゃきょう（以下「しゃきょう」とする。）の、他機関との連携が必要なケースの報告が非常に多く、重層的支援の必要性を改めて感じました。』ということです。

今回、重層的支援に関する事例について、個人が特定されない形でまあるよりご紹介いただきます。

（障がい者生活支援センター JHN まある 宮原相談員）

重層的支援に関する事例の報告

（田代会長）

これまでの協議会の報告の中で多機関協働や家庭の多問題についてご報告をしておりましたが、具体的な事例を聞いていただくと状況がさらにわかりやすいと思います。今回、ご紹介いただいた事例は、長らくお子さんの治療に悩まれており、ご両親の考えも相違があり、精神的に追い込まれてしまっていたことを、保

健所や警察など、支援センター以外の機関も把握し、最終的には重層的な支援の中で、入院治療につながったというところですね。

ご家族の立場から服部委員と三輪委員、法律に関しまして中村委員に一言ずつお願いいたします。

（服部委員）

すごく大変だなということが感想です。特に、お母様はお子様とご主人の間に入って大変だな、と感じました。本当に多くの人たちが関わってくださり、入院までいけたのはすごくよかったと思います。

（三輪委員）

私も自分の子どもに、自分の対応によって子どもの様子が変わってしまう、私の対応の悪さでよくないことが起きてしまった、と思うことがあります。加えて、ご主人から「お母さんの対応が悪い」と言われるのは、お母様にとっては非常につらいことだと思いますし、自分も何か失言してしまっているのではないかと悲観的に考えてしまうことがあります。この事例では、多くの方に関わっていただき、入院につながったことはよかったと思います。

（田代会長）

「私のせいなのではないか」と、ご家族が思われることは当然の心理であり、支援がなく余計抱え込んでしまうと、そのような気持ちになることはあり得ると思います。中村委員いかがでしょうか。

（中村委員）

この事例に関しては、市役所と宮原相談員による医療コーディネート、細かい対応の結果を踏まえてできたことなのだろうなと思いますし、こういう事例はまだ多くの機関で抱えている状況があります。一つ一つ丁寧に対応していくということが必要であると思います。

精神保健福祉法について、精神保健福祉法が今年度改正され、変化したところがあります。精神保健法 47 条とは、措置入院の対象にならない、自傷他害の恐れ

はないケースのリスクの軽減、ご家族が困っていると想定されるケースについて警察など関係機関が保健所に情報提供を行うものです。精神保健福祉法第 23 条は、警察が関与して、自傷他害の恐れもある、精神障がいもあると判断された場合、保健所に通報しなければいけないというものです。

児童相談所や高齢者虐待の措置の話と違うところといたしましては、措置というと、保健所で全て判断、対応できると思われがちですが、法律の制度上といたしまして、保健所の判断で措置入院を決定できるわけではありません。あくまでも措置診察です。措置診察とは、措置入院に至る前の診察の可否を決定するものであり、精神保健指定医が判定をした場合に、保健所長が措置入院の決定を行うというものです。保健所の場合は精神保健指定医の判定を見ながら、行政が判断するという二重の構造になっております。その違いを知っておいていただければと思います。

意見といたしましては、精神保健福祉法が今年度に改正されまして、入院期間が原則 3 か月に設定されています。国の施策としては、長期入院者を防ぎ入院治療から地域生活支援へ、ということで精神障がいにも対応した地域包括ケアを進めております。入院が支援のゴールではなく、入院はスタートであるということもひとつ見ていただきたいなと思います。入院してよかったではなく、この方が退院した後、地域でどう生活していくのか。そこから、この方が地域で安心して暮らしているために必要な支援のあり方というふうに展開していくことが、この地域自立支援協議会のトピックであろうかなと思います。

(田代会長)

宮原委員、この方の今後について、重層的支援体制になるか分かりませんが何か考えはありますか。

(障がい者生活支援センター JHN まある 宮原相談員)

本人が入院して 1 か月少したちました。本人には病識がなく、治療のお薬が受け入れられないこともあります。ですが、周りから見ると精神科のお薬を飲むようになって、表面的には症状が軽減されたところがあるので、今後も治療が必要であると感じております。本人に経済的な不安があるので、手帳や障害年金の制

度を病院のワーカーから本人とご家族にお話ししてもらっていますが、治療を継続していくとなると、断られることが現状の様子です。

本人の兄弟は「今後も高齢の両親と一緒に生活することは心配なのでどこか施設に入所してほしい」とおっしゃるのですが、入所できる施設があるわけではなく、あったとしてもグループホームになります。加えて、お父さんは本当に本人のことを大事に思っているので、「両親が離れて暮らすことを納得しないだろう」と思っております。

また、本人が継続して治療を受けていく様子ではなく、次の展開が不透明な状況です。再び、ご両親と一緒に生活されるのであれば、継続的な受診を維持できるのかということも心配であり、仮に地域生活されるとしても、精神の方ですと障がいのサービス、例えばヘルパーさんや、精神の訪問介護に入っていますが、本人の同意がないと利用が進まない話となるため、課題が多いです。

(田代会長)

入院して1か月ぐらいですので、病識の理解等もまだ得られない中だと思えますが、どのような生活になったとしても、ぜひ支援者につながってよかったと思えるような、ご家族が希望した生活が実現できればいいなと感じます。

では、重層的支援体制に関する説明を春日井市地域共生推進課からご説明していただきたいと思います。

(地域共生推進課 上野課長補佐)

重層的支援体制に関する説明

(田代会長)

これからも支援センターの報告の中でも、引き続き複合化した世帯の課題や、ご報告あると思いますので説明いただきました。

それでは次の質問に行きたいと思います。浅野委員から、『相談窓口として、不登校児や医療的ケア児など、幅広く重大事項を取り扱って下さっている印象を受けました。高齢者や身体障がい者の方のように、地域包括支援センターの子ども版があればと思いました。現在、すでに地域共生推進課などによって、重層的

支援体制整備が進められているのでしょうか。』ということで質問を頂いております。これについて事務局から回答をいただきます。

(事務局)

資料 19 に基づく報告

(田代会長)

春日井市のホームページにこども家庭センターのパンフレットが載っておりますので、詳細はご覧いただけるとよいと思います。子ども分野から、重層的支援体制に入る場合もあり得るということによろしいですかね。

(地域共生推進課 上野課長補佐)

先ほど説明させていただきましたとおり、包括的相談支援機関から相談があって、この重層的な支援体制もしくは支援会議というようで開催をしております。ですので、もちろんこども家庭センターは重層的な支援体制の中に入ってくるというふうに考えております。

(田代会長)

ありがとうございます。各分野における重層的な支援体制につながる窓口を知っておくことが必要かもしれません。最後に浅野委員から何かありましたらお願いします。

(浅野委員)

最近、こども家庭センターができたことについては、地域自立支援協議会に出席することにあたり、改めて確認させていただきました。最近当センターにおいて、手続きについてなどの相談が入ります。ですが、子どもが障がいに関わる課題を持っていなければ、我々の守備範囲外になってしまうこともあります。そういった場合にどこにつないだらいいかというような、横断的な相談窓口も知っておく必要があると感じました。連携が進んでおり、良い方向に向かってきている最中でそういった状況が生じてきていることを本当に感じています。実際に、先

日ある保育園に伺ったときに、保育園側から『子どもは現段階では発達上問題はないが、保護者の方が療育手帳を持っており、なかなか保育園に子どもを登園させられない。そのような場合どこに繋いだらいいか。』という相談がありました。かなり困難事例になってきた場合には、重層的な支援にもつながっていったらいいということを知ることができてよかったです。

(田代会長)

どこで困難を抱えている方のことを知り得るか分からない状況です。市内にさまざまな機関ができ、支援の体制が整ってきています。昔で言うとならい回しにあいました、というような表現になるかもしれませんが、そうではなく、多機関が連携して重層的な支援が行われていくようになると思います。浅野委員がおっしゃられたとおり、支援する側もしっかりとつながり、いざとなったときに自分たちだけではなく、様々な方と重層的な支援が構築できると良いと感じます。

次に水野委員からは、『しゃきょう』の事例について質問を頂いております。『しゃきょうの相談の傾向と所感に、「地域住民の協力を得ることができた」とありますが、どのように協力を得ることができましたか。しゃきょうの地域の方の力の借り方のような、見つけ方のような、進め方を教えてください。』ということで質問が上がっています。こちら『しゃきょう』より個人を特定できない形で事例の紹介をしていただきます。

(基幹相談支援センターしゃきょう 井野相談員)

地域住民の協力を得ることができた事例の報告

(田代会長)

地域住民からの協力を得られた事例、ということでご紹介を頂きましたけれども、気になる家庭についての相談や苦情のような相談が、『しゃきょう』につながるきっかけであったとしても、介入方法やつながりによって、地域の方に協力していただける。そして、気配りをしてくれることで、サービスではない部分で家庭が支えられ、本人さんたちも安心して暮らせるという話だったかと思います。質問を頂いた水野委員からコメントいただけますでしょうか。

(水野委員)

その世帯について知ることが気にかかることにつながり、小さなことでもこちらに報告してくれることがあるため、知ってもらうことが大切だということを感じました。どんなきっかけであっても関わるチャンスがあるため、そのチャンスを生かして相談支援につなげていけた素晴らしい事例だと思いました。

(田代会長)

きっかけは住民の声だったかもしれませんが、そうではない場合では我々から地域へ協力を求めていくことは、ソーシャルワーク的に非常に難しいところだなと感じております。地域の立場から鈴木委員から一言いただきます。

(鈴木委員)

過去に民生委員として、精神的に不安定な方について地域の方から情報提供を得て、地域包括支援センターに相談して支援につながった事例がありました。この事例はたまたま隣家の方が民生委員に教えてくれたため情報が手に入りましたが、今の御時世ですと秘密保持の関係でなかなか情報を得ることが難しい状況です。些細なことでもこうしたほうがいいよ、というような情報が入ると、民生委員としていろいろ対応ができる気がしております。詳細な情報ではなくても、それぞれの地域の民生委員にも話せる範囲で情報共有があってもいいかなと思います。

(田代会長)

こうしたほうがいいというリストの作成は難しいかもしれませんが、見守りが必要な方に対しての民生委員の方の協力は、相談員としては心強いと思いますので、ぜひお声をかけさせていただければと思います。

◆議題 2 連絡会及び部会の報告について

(田代会長)

事前質問で三輪委員から、医療的ケア等の問題も、看護師の派遣などの仕組みが市内にできると本当に良いと思います、というご意見を頂いています。これらの医療的ケア児等支援部会から何か補足がありますでしょうか。

(医療的ケア児等支援部会 住岡部会長)

ありません。

(田代会長)

分かりました。今年度、医療的ケア児童支援部会の取組が始まっています。また次回報告があると思いますので、ぜひ期待しております。

続きまして事務局のほうから、資料 15 と地域自立支援協議会の実施回数の変更につきましてご説明をお願いいたします。

(事務局)

資料 15 に基づく説明

(田代会長)

支援センター連絡会と当事者団体連絡会は月 1 回行われています。医療的ケア児等支援部会は 2 か月に 1 回開催をしていて、次回は 8 月の開催を予定しております。運営会議につきましてもご説明があったとおりで、この協議会の下で重要なエンジンとしての役割を担っております。より多くのご意見を頂くために今年度、運営会議の委員も増員して行っておりますので、詳細については次回報告をさせていただければと思います。

◆議題 3 地域生活支援拠点等及び障害者虐待について

(田代会長)

事前質問で地域生活支援拠点体験の場について頂いております。

三輪委員から、『グループホーム花桃の体験利用について、体験を繰り返し利用され花桃への拘りができてしまい、他のグループホームを拒否してしまったケースの報告がありますが、入居したいと思っているグループホームでの体験や、体験して気に入ったら入居できるグループホームが、障がいの重い人、医療的ケアのある人の親が望んでいることです。』というご意見を頂いています。服部委員からは同じく『繰り返し利用する上で、花桃への拘りができてしまい、条件が合う他のグループホームを見学したが、本人が拒否してしまったケースがありました。』との記載がありますがこのようなケースの場合、どのような対策を取られているのでしょうか。』という似た質問頂いております。こちらに関して杉山相談員から報告も頂きながら、質問の回答をお願いいたします。

(障がい者生活支援センターかすがい 杉山相談員)

資料 16 に基づく報告

(田代会長)

ここは花桃ではない、ということで他のグループホームを拒否してしまうということでしたが、親の立場から服部委員どう思われますか。

(服部委員)

花桃というのは体験を目的としたグループホームになるため、入居することができないグループホームです。この方が今のまま体験を続けていくことがよいことなのか、と疑問に思ったので質問させていただきました。結局同じことを続けて、グループホームの入居につながらないのではないかと考えたので、今後考えていただいた方がいいのではないかと思います。

(田代会長)

この方の今後の花桃の利用はどのような状況になっていますか。

(障がい者生活支援センターかすがい 杉山相談員)

この方は『かすがい』の相談員がサービス等利用計画書を立ております。モニタリングを通じてグループホームの利用を今後どうしていくかというお話を保護者さんにしているようですが、明確な回答は出ない、話されなかったと聞いております。ただ、花桃の体験事業は利用したと話されていたようです。

(田代会長)

なるほど。花桃が気に入ってしまったんですね。

障がいの特性もあり、保護者の気持ちは花桃の体験事業で得られたということですね。この方はご家族としても、グループホームに入居できるといった段階まで来たけれども、いざ本人が、体験利用を続けていたら桃花に拘りができてしまった。花桃に入居できるのを待つしかない状況なのか、他のグループホームを探すのかというところで、どちらも躊躇されているような状況ではないかと思います。ですので、将来の生活を見据えたときに、グループホームで生活できるのか、グループホームではなく違う生活があるのではないか。桃花はグループホームでの生活を経験することを目的とした拠点事業ですので、体験が1泊でいいのか、1週間必要なのか、何回か利用する必要があるのか、これは個別のニーズによって違うと思います。今回このような事例についてご報告いただきましたが、個別のコーディネートが必要になってくるので、今後も桃花の利用についておそらく違う問題が起きてくると思います。

共同生活援助の体験として、連続30日、年50日での利用が制度上は認められていますが、どこまで体験といえるのか、相談員とご家族の間に話し合っていたきたいなと思います。

もう一点三輪委員から、『資料18に関連しますが、体験入居用の共同生活援助居室の利用者が、昨年の44人から107人に増えていますが、これほど多いのでしょうか。それに比べて、グループホームの数はプラス4です。生活の場が足りなくとても不安です。』とご意見をいただいています。このことについて『かすが

い』と資料 18 について事務局からお話をいただきます。

(障がい者生活支援センターかすがい 杉山相談員)

桃花の体験事業の契約者自体は男女合わせて 21 名となっています。

件数の 107 人についてですが、同じ利用者さんが報告期間内に複数回利用したとしても、それぞれ 1 回と数えておりますので、107 件という数字になっています。ですが、それを抜きにしても体験事業の利用者数は増加しています。

(田代会長)

件数が 107 回ということは、延べ 107 回利用されているということですね。事務局から何かありますか。

(事務局)

資料 18 に基づく報告

(田代会長)

直近 3 年の障がい者サービスについて、比較をしていただきました。皆さんにご意見を諮っていただいた、第 6 次春日井市障がい者総合福祉計画も完成し、今年度始まっています。そちらも改めてご覧いただき、目標通知や各サービスの伸び、重点目標について整理していただいて、みなさんに諮っていきたいと思います。

次に水野委員から拠点に関する質問をいただいています。『かすがいの報告の相談の傾向と所感について、保護者の方に何かあったときの支援に関しての相談は、どんな相談でどのようなことに不安を感じられていたのですか。またどのように対応されたのかも教えてください。』ということで質問を挙げていただきました。こちらも杉山相談員お願いいたします。

(障がい者生活支援センターかすがい 杉山相談員)

障がいを持つ児童の保護者からのご相談と、高齢の保護者からの相談がそれぞれ 1 件ずつありました。児童の保護者からの相談は、親亡き後を見据えて、どのようなことをしていけばいいのか。グループホームとはどのようなところか、と

いうご相談がありました。より詳しくお話させていただきますと、児童の保護者は、特別支援学校の小学部の保護者からの相談でした。周囲の保護者から早めに将来の卒業後の進路や将来の住処を探さないと入れないよ、と言われたようで、保護者が焦って事業所のパンフレットをもって来所相談にみえました。こちらのご相談については、まだ小学部ということもあり、グループホームの体験入居や短期入所の利用には年齢的には早いため、今はまだ焦らず高等部くらいからグループホームなどについては探し始めればよいと思う、ということをお話させていただきました。また保護者には別日に面談を設定させていただき、改めて成年後見制度や、将来の見通しについてお話させていただきました。

続いて高齢の保護者からの相談についてですが、こちらについては、前々から保護者の方には、ご両親が病気になったらどうしますか、というお話を相談員がしておりました。しかし、話が前に進まず、そのような状況の中で保護者の方が倒れられて、緊急搬送されたため、『かすがい』で急遽グループホームの短期入所の調整をしたケースは複数ありました。

(田代会長)

ありがとうございました。具体的にどのようなご相談の内容だったかについて、若い世代の保護者からと、高齢のご家族の方からの相談に分けてお話を頂きました。そのような内容が拠点に関わる総合的な相談なのかなと思います。

拠点の目的として、親亡き後の今後を見据えた相談や、どのように自分たちが動けば良いか、という部分において世代関係なく相談に応じていただければいいのかなと思います。この点が緊急時に何か起こったときに備えて、春日井市においても保護できるお部屋を確保しました、体験の場をつくりました、という拠点事業の整備はしていますが、これからは拠点を適切に運用していくこととなります。『かすがい』から報告も頂いたとおりで、ここから緊急時が起きた場合であっても、安心できるようすることが重要です。緊急時に何か起きたときに、その方の支援が見込めないという世帯があった場合は世帯ごとに支援を決めておく、ということがより重要になるため、拠点のコーディネーターも含めて進めていけるといいと考えます。今日取り上げておりますいろいろなケースにも当てはまりますが、本人とご家族の意向が違うことは当たり前なので、意思決定の部分も非

常に重要な部分になると思います。そのため、結果にこだわってしまったかもしれませんが、経験がないけど体験にならないので、桃花利用の経験は重要なものであると思います。以上で拠点の報告は終わらせていただきます。

最後に、資料 17 虐待の通報届出状況についての報告を事務局にお願いしたいと思います。

(事務局)

資料 17 に基づく報告

(田代会長)

ありがとうございます。今回届け出状況についての表から質問をいただいています。水野委員から、『令和 4 年度から 5 年度にかけて件数が 2 倍に増えていることについて、虐待と疑わしい行為の件数が増えたのか、今までもあった虐待と疑わしい行為が届け出されるようになったなど、そのような理由はありますか』とご質問いただいております。この件について事務局から回答いただきます。

(事務局)

まず、養護者からの虐待に関しては、令和 4 年度比較すると本人からの申出と施設従事者、警察からの通報が増えております。本人からの申し出については、令和 5 年度より担当している地域共生推進課で、生活困窮などに関する相談の中で、把握する事例があることが要因だと思われます。施設従事者からの通報につきましては、事業所に対し、虐待防止委員会の設置、虐待防止担当者の配置、職員研修の実施が必須となったため、各事業所での虐待防止研修によって虐待防止に対する意識が高まり通報につながったと考えます。通報件数が増えたことは、今まで通報されなかったケースが通報されるようになったと考えられるため、障害者虐待防止の通報意識が今までより高まっていると考えられます。

(田代会長)

福祉従事者については、虐待防止委員が必須になり意識が高まっている、ということもありますが、通報するほど件数があったところを我々も考えない

といけないです。ただ意識が高まったからという問題ではないと思っています。
ご回答を聞いて水野委員はどうお考えになりますか。

(水野委員)

虐待防止委員会の設置など、それが理由であると思いました。

(田代会長)

ありがとうございます。続きまして服部委員から、『障害者虐待の通報届出状況について、前年度の倍以上になっていることが心配です。特に障害者福祉従事者等による、障害者虐待の知的障害のところで、被虐待者が存在する事例があったため、認定件数より多い件数だったと記載されています。春日井市内にも現在問題となっているグループホームがあり、食材費の過大徴収で経済的虐待に該当すると思いますが、定員 10 名のグループホームですので、19 件ということは、これほかのグループホームでも食材費の過大徴収があったということなのかどうか。』というご質問を頂いています。こちらもお答えを願います。

(事務局)

今回報道にありました法人につきましては、市と県と情報共有しながら虐待防止の訪問調査を行いました。経済的虐待の 19 件につきましては、該当法人を過去に利用していた人を含め春日井市で支給決定をしていた方を集計しています。そのため、当市にありますグループホームの定員数を超える認定件数となりました。この件に関しましては市としても対応継続中であり、地域アドバイザーである田代会長や相談支援事業所の相談支援専門員と連携しながら、今後の対応をしていきたいと考えております。

(田代会長)

ありがとうございます。数値的には過去に利用されていた方も含んでいるということですね。もう一点、虐待防止委員会や研修を行っていますが、事業所の質が虐待につながる可能性があります。事業所の質に関する質問をもってきました。資料 10 の『まある』の報告について、水野委員から、『相談支援を通じて関わっ

ている事業所の支援がはたして適切な支援か悩むことがある。とありますが、同じような経験が私自身もあり、その際にどのように対応されていますか。私自身適切か疑問に感じながらも、事業所の人員や環境が原因でやむなくそのような支援を行っている可能性や日々その利用者さんのことを自分より見ている人が行っている支援であり、強い行動には出られていない部分があります。』という質問を頂いております。こちらは『まある』に回答を頂きます。

（障がい者生活支援センターJHN まある 宮原相談員）

やはり相談員が関わっている中で、例えば委託の相談員が計画相談員に、相談手続きと計画相談以外のことをお伺いしたときに、障がいをお持ちの方が困っていることが分かりにくくて、私たちから見ると、不適切な対応をされているのではと思うときがあります。障がい特性としてこのようなことに本人が困っていますよ、と伝えたりしています。また、対応が分からず、支援がおかしなことになっていて、既に本人が不利益を被っていたり、事業所が虐待をしていることになる前にお伝えできることはしたいなと思い、お話しさせていただく事業所もあります。障がい福祉サービスの事業所として、もともと福祉の仕事をしてきた法人ばかりではなく、株式会社や一般社団法人のような法人も参入しており、福祉の業務に従事したことがない、という方が多くみえます。実際にある事業所では

「作業時間中はトイレに行っては駄目」、という指導している。しかし、新しく入った職員は「そういうものなんだ。でも何か、いいのかな」と疑問に思いながらも、上司からいわれたから指導している。という話を聞いたことがあります。

「それって、本当は違う」ことを、組織に入ってしまうと気づけないことが多くあると思うので、気づいたときには、相手によって伝え方を考えて伝えることが必要だと思います。支援センター連絡会で企画する元気ができる研修会や、協議会が行っている支援者向けの研修会などで、気づいてもらう機会を作っていく必要があると思っています。

（田代会長）

ありがとうございます。水野委員、関わっている事業所の中で悩み事がありますか。

(水野委員)

私も新しい事業所を利用者が利用開始するときには、本人の様子を詳細にできる限り丁寧に説明しています。しかし、訪問した時に疑問に思うことがあります。具体的には本人の意思決定の部分で、就労継続支援B型事業所に通う回数を週2回から週3回に増やしたいという希望でした。しかし、本人が通所の道中で飲酒することがあり、バスの中で他の乗客に話しかけるなど、迷惑をかけてしまう行動があるため、「道中での飲酒が直らなければ週3回の利用は認められない」とされました。その事業所には6年近く通所しており、その他の日常生活は生活介護を利用されています。その中で道中飲酒される部分が直らなければ3回利用を認められない、ということのハードルが少し高いのではないかと感じました。ケース会議の場でも、「意思決定とは」という話を関係者にさせていただいているのですが、『この件は本社が決めている部分ですので』と言われてしまい、押しが強いなと感じました。障がいのある方は周りからの意見に流されやすい部分もあると思うので、丁寧に説明を行う必要があると思いますが、誘導が非常に強いと感じる会議や、こちらから事業所に説明をしているのですが、意見を取り入れてくれず、もどかしい思いすることが何回もあります。

(田代会長)

ありがとうございます。本当にそれでいいのかなとか、事業所の都合はこうだけれども、週3回増やすことについてという点を諮っていかないといけないのかなって思っています。

今日これをお話することで事業所の質の向上につながり、相談員と事業所のサービス管理責任者などが連携をとっていくと思いますが、どちらも計画を作成しており、人や環境によって支援が滞ることがあります。しかし、利用する側にとっては事業所の事情や相談員の事情は関係ありません。ですので、本人の不利益や不満をどうするのかは、サービス担当者会議のような皆さんで話すこと積み重ねが重要であると思います。個々で会議を重ねるのも大事ですが、事業所の支援に疑問を感じる傾向が強いのであれば、宮原相談員もおっしゃいましたが、協議会で研修を行うことや、事例検討を行うなどできますので、このようなご意見を上げていただきたいと思います。「これ、変だな」と思いながらも進んでいっ

た延長線上に、虐待があるのではないかなと思います。そのため、今後必ず話し合っていたきたいと思います。

会議の内容は終了いたしました。本日ご意見をいただいていない委員の方に一言頂いてもよろしいでしょうか。

(足立委員)

虐待に関する点で、管理者として難しいところといいますと、人手不足になります。男性の育休も推進していく必要があるため、うちの男性職員も3名育休を取得しました。ですが、1か月間だけ人員を補充することはできません。

今回の法改正でも、1.5対1の職員配置ができるとか、支援時間で予算や報酬が決まるようになりました。結局少ない人数で多い時間を支援してください、ということを国が示していると感じております。

障がいを持っている人も一人の人であると思っております。ですので、先ほど言われたトイレの問題についても、うちの事業所でも食事の前に「トイレに行ってください」と声掛けをするのですが、我々はこのことを支援員ではなく保護者から言われて育ってきています。障がいがあっても一人の人として見たときに、食事前にトイレに行けるか判断をして、なるべく食事中はトイレに行かないようにするという声掛けが必要なのかな、と思いながら、障がいを理由として声掛けをしなくなるのも、それはそれで人として見てないように感じます。

その点がちょっと悩むところです。ですので、答えを皆さんに教えていただければと思います。

(竹内委員)

なかなか現場は大変ですね、ということをしみじみ感じました。

どこの家庭でも家庭の中でやりとりがあり、利害関係もあって問題解決がなかなかできないことがあります。その中で社会的なハンデを持たれている方が、もっと大きな問題を抱えていることは、非常に大変なのだろうと容易に想像がつきます。その問題解決するために、利害調整、その他資源管理を持って、その支援会議で重層的に支援する。その会議を統合していくかってことを考えることが、この会議の一つの目的ではないかと思います。

私たちはどうするかという話ですが、医者職業からしても様々な問題点が見えてきて、困っているから相談しなければいけないということがあります。そのときに、どこにその問題をぶつけていくか。どこの窓口の問題をもっていけばいいのか、まずわからないことがあります。どこの窓口でもいいから飛びこみうる窓口があり、そこに飛び込んだら関係者がみんなお互いにその問題を関係する組織が問題点を共有し、スムーズに資源管理、重層的支援をできるようなシステムづくりが少しでも早くできればいいと思います。

(沢田委員)

先ほど卒業後の進路に向けて、どのようなタイミングでという質問があり、高等部入ってから妥当ではないか、というお話がありましたけれども、確かに高等部に入ってから制度のことを考えてもらってもいいのですが、それでは遅いことがあります。特にグループホームの入所を考えられる方の場合については、中学部の段階から、見学に行っていていただいて将来の生活の場がどういうところにあるのかっていうのを一度知っておいていただくといいのかなっていうふうに思います。在学中の生徒についても将来はグループホームを考えてみる方も多くいます。そのグループホームに入るタイミングで悩まれる方も実は多く見られまして、グループホームの定員が埋まってしまうのではないかと。思った時に学校生活を優先するのか、それとも将来の生活の場を優先するのか、学校生活にピリオドを打って、社会人としての生活を優先するのかっていう判断を保護者が悩まれることがありますので、そういったところで御助言いただき、将来の生活、本人にとって何が心配であり、幸せなのかを考えていければいいのかなと思います。学校としても、最良の選択を見極めることは難しいので、引き続き連携とっていただいて、協力してその方の幸せについて考えていけたらと思います。

(三浦委員)

重層的支援体制事業について、以前に私も参加させていただいたことがあります。複雑・複合化する課題について、関係機関の方が皆さん一堂に会し、支援会議を行うというのはすごく有効だなと私も感じました。困難な事例に関しては支援も長く続きますし、この会議があったことで効率よく支援に入れたというところ

ろを感じましたので、今後もこういったところには期待をしていきたいと思っています。地域とのつながりや関わりに関しても、先日退院された方のお話を聞いたところ、たまたま近所の方が声をかけてくださり、『退院されて大変だと思いますので、困ったことがあったら、ごみ出しを外に出してもらったら私一緒に出すからね。』というようなお話をさせていただきました。

そちらの地域は、もともと住民との関係性があり、このような関係につながっているのだと思います。こういった好事例ばかりではないと思うのですが、地域のつながりというところと、地域のことをよくご存じの民生委員さんにはとてもお世話になっているので、そういったところでもつながって地域で支えあう、仕組みをつながってつくっていききたいと思う、改めて思いました。

(伊藤委員)

ケースの報告でもありましたが、地域で困り事を発することは、専門職や民生委員の方のみでは特に 30 万都市では難しいと思います。ですので、いかに地域住民の方が地域の中で違和感に気づくのか、そういう気づく力っていうのを高めていくっていうのは我々の仕事の一つなのかなと思いながら聞いていました。ですので、その違和感に気づいていただき、どこかに声を上げてもらえば、今は必ずどこかにつながるシステムができつつあると思いますので、そういった地域住民への働きかけを今後、取り組んでいくべきなのかなということを思いながら聞いておりました。

(原委員)

ハローワークですと就労・雇用が主になります、そういった意味では初めて今日こちらの会議に出席しまして、ハローワークの業務の中では見聞きしないような内容や単語があり、事例を伺い、やはり奥が深いといいますか、大変なことだなということが改めて分かりました。最初の事例についても、一つの話の中でいろいろな見方ができると思いました。そういった病院を受診させないということがネグレクトになる。逆に言うと、ご両親に虐待っていう見方もできるというような、その一つの事例の中でも、様々な角度から見ると問題が深いのだなということがよく今日分かりました。

(牧瀬委員)

これまでと違い、事例を発表し議論をするということで、非常に私自身も多くの学びがありました。

ぜひ何か、こういった重層的支援体制や、こういった地域住民の方々の協力を得られたケースのような、そういった成功例をここで挙げるのはもちろんなのですが、プライバシーの問題もありすべての情報を共有することは難しいですが、できることについて周知していけると、より多くの方が不安になったときに、こういうことができるのであれば、この部分をお願いしようということができるのではないかと思います。ですので、可能であれば春日井市のほうで良い事例や困難事例について共有できるような場所をつくっていただけるといいのかなと思いました。

前年度にお話ししていた課題にもつながりますが、重層的支援は素晴らしい。ただ、私が大学にいて本当に人材不足がこれから深刻になっていくことを切実に感じています。そういった時に、これらの良い取り組みをどのように維持していくのか、ということを経早くから春日井市として考えていかなければいけないのではないかと感じます。昨年も意見を申し上げましたが、春日井市として現状どういうふうに入材が確保されていて、今後数年数十年をめぐに考えたときに、どういうふうな現状があるか早めに調査をして、検討していく必要があると思います。

先ほど支援の質が低下しているというお話もありましたが、その辺の問題とこのことが非常に大きく重なっていると思いますので、早めに対応していくことが大切であると思います。同時に地域住民の方々の協力を得て新たなシステムを作っていくことも必要だと思いますので、皆様のお力と同時に春日井市の力も借りながらより良い支援の在り方を模索していければと思います。次回もよろしく願いいたします。

各委員にその他意見がないことを確認して閉会した。

令和6年12月12日

会 長	田代 波広
職務代理者	牧瀬 英幹